

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会解散に伴う関係規程等の整備（案）について

1 趣旨

令和6年3月26日開催の埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会（以下「協議会」という。）において、令和6年9月30日をもって協議会解散の承認を得た。

しかし、協議会規程等を廃止するためには、改めて法制上の廃止措置を執らなければならないことになっている。

ついては、協議会規程等について、10月1日以後の清算事業の残業務を円滑に進めるため、次のとおり、2つの区分に整理し廃止措置を執ることとする。

- (1) 清算事業の残業務に必要な規程等については、有効期限を設けた上で失効（廃止）する。
- (2) (1) 以外の規程等については、直ちに廃止する。

こうした取扱いとすることについて、協議会（作業部会）の承認を得たいので、提案するものである。

2 規程等の一部改正・廃止

- (1) 清算事業の残業務を遂行するにあたり、規程等の効力を協議会の清算事業が終了した日まで有効としたいため、当該規程の一部改正が必要な規程等（6本）

① 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程の一部を改正する規程

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会規程（平成23年8月22日制定）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

令和6年10月1日

- 1 この規程は、~~令和6年6月12日~~から施行する。
- 2 この規程は、協議会の清算事業が終了した日にその効力を失う。

② 利根地域医療連携連絡協議会会則の一部を改正する会則

利根地域医療連携連絡協議会会則（平成22年8月5日制定）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

令和6年10月1日

- 1 この会則は、~~令和6年6月12日~~から施行する。
- 2 この会則は、協議会の清算事業が終了した日にその効力を失う。

③ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会印等に関する規程の一部を改正する規程

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会印等に関する規程（平成23年8月22日制定）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

令和6年10月1日

- 1 この規程は、~~令和6年6月12日~~から施行する。
- 2 この規程は、協議会の清算事業が終了した日にその効力を失う。

④ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会の経理に関する規程の一部を改正する規程

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会の経理に関する規程（平成24年3月27日制定）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

令和6年10月1日

- 1 この規程は、~~令和6年6月12日~~から施行する。
- 2 この規程は、協議会の清算事業が終了した日にその効力を失う。

⑤ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会役員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成24年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

令和6年10月1日

- 1 この規程は、~~令和6年6月12日~~から施行する。
- 2 この規程は、協議会の清算事業が終了した日にその効力を失う。

⑥ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会の事務局費に係る費用負担に関する規程の一部を改正する規程

埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会の事務局費に係る費用負担に関する規程（平成26年4月1日制定）

附則に次の2項を加える。

令和6年10月1日

- 1 この規程は、~~令和6年6月12日~~から施行する。
- 2 この規程は、協議会の清算事業が終了した日にその効力を失う。

(2) 清算事業の残業務の遂行にあたり、支障とならないため直ちに廃止する規程等（14本）
次に掲げる規程等は、廃止する。

- ① 埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」利用者規程（平成24年2月1日制定）
- ② 埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」利用規約（平成24年2月1日制定）
- ③ 埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム救急端末参照システム利用者規程（平成24年10月19日制定）
- ④ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会救急アプリ運用規程（令和2年4月1日制定）

- ⑤ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局に関する規程（平成24年3月27日制定）
- ⑥ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局職員の服務等に関する規程（平成24年3月27日制定）
- ⑦ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会事務局職員の旅費に関する規程（平成24年3月27日制定）
- ⑧ 埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステムの保守費に係る費用負担に関する規程（平成29年4月1日制定）

- ⑨ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会のシステム事業費に係る費用負担に関する規程（平成30年4月1日制定）
- ⑩ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会委員の謝金に関する規程（平成23年3月29日制定）
- ⑪ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会ホームページ広告掲載規程（平成26年4月1日制定）
- ⑫ 埼玉利根保健医療圏医療連携推進協議会名義後援の承認に関する規程（平成27年3月18日制定）
- ⑬ 埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステムの圏域外住民の参加に関する規程（平成31年4月1日制定）
- ⑭ 埼玉利根保健医療圏地域医療ネットワークシステムの圏域外医療機関の参加に関する規程（平成31年4月1日制定）

附 則

令和6年10月1日

この規程は、~~令和6年6月12日~~から施行する。